

改葬許可の申請について

改葬とは

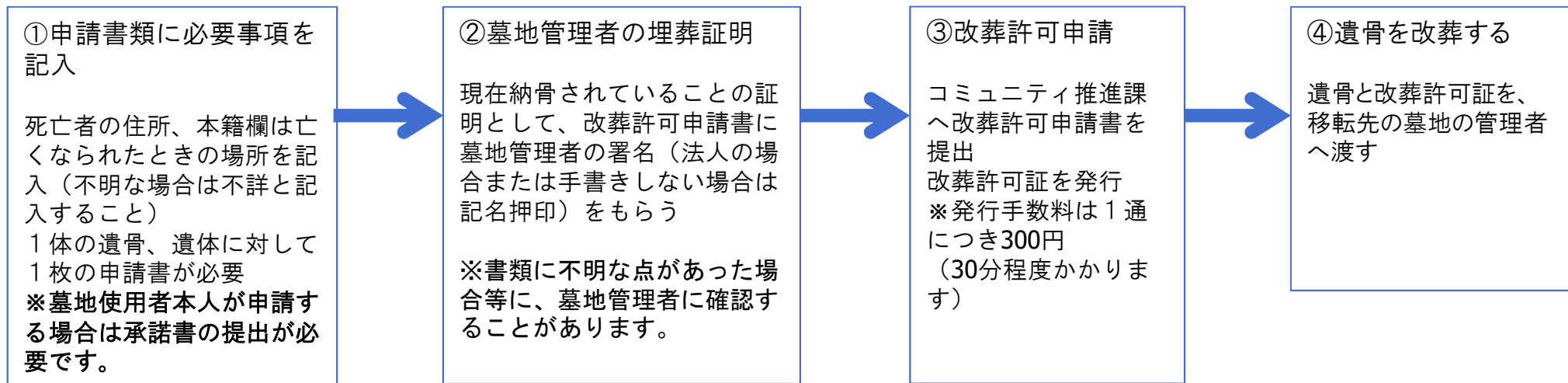
墓地や納骨堂に埋蔵（納骨）されている遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂へ移す行為を「改葬」といい、改葬を行うには市区町村長の許可が必要です。

申請窓口

改葬許可の申請は、現在遺骨や遺体が埋蔵（納骨）されている墓地、納骨堂の所在地の市区町村役所で行います。守口市内の墓地、納骨堂に埋蔵されている遺骨や遺体を改葬する場合は、守口市役所コミュニティ推進課の窓口へ申請して下さい。

申請書及び墓地使用者本人以外が申請する場合に必要な承諾書はコミュニティ推進課でお渡しします。また、本市ホームページからダウンロードすることもできます。

手続きについて



改葬許可が不要な場合

- ・分骨するときは墓地の管理者が交付する分骨証明書で納骨できます。
- ・火葬後、自宅に保管していた遺骨を墓地に移すときは「火葬許可証」で納骨できます。
- ・墓地から遺骨を自宅に移すとき。ただし、さらに他の墓地に移す場合は改葬許可が必要になります。

不明な点については 守口市役所 コミュニティ推進課（06-6992-1520）へお問い合わせ下さい。